

北海道建設業社会保険加入推進地域会議

目 的

担い手の確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の処遇向上、そして、公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政とが一体となって社会保険加入対策に取り組んできました。

5年が経過し、加入率の上昇という形で、その効果も着実に現れています。

この取組を定着させ、さらに加入促進を徹底するため、今年度は、より地域に根ざした形で取組への理解を広げ、機運の醸成を図っていく地域レベルでの取組を行うこととしています。

その取組が、この「北海道建設業社会保険加入推進地域会議」です。

内 容

社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まりいただき、

①社会保険加入対策の取組を行っている建設企業の発表

②社会保険の加入に向けて企業が守るべき『行動基準』の採択を行います。

これにより、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、そして、技能労働者の処遇の向上、さらには、担い手の確保に繋がることが期待されます。

なお、②の『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、北海道開発局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

参加対象者

- 北海道内に拠点を置く建設企業等
- 北海道内での施工実績を有する建設企業等

※法人・個人・団体は問いません。
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

「社会保険加入促進の徹底・定着」

この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業等の皆様、是非、ご参加ください。

主 催 者

- 北海道 ○(一社)北海道建設業協会 ○(一社)日本建設業連合会北海道支部
- (一社)建設産業専門団体北海道地区連合会 ○国土交通省北海道開発局

事務局 国土交通省 北海道開発局 事業振興部 建設産業課

(TEL 011-709-2311(5895) FAX 011-738-0235 e-mail hkd-ky-kensanseminar@ki.mlit.go.jp)

「社会保険加入を進めるにあたって 守るべき行動基準」

元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. （再下請に出す場合）下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. （再下請に出す場合）下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. （再下請に出す場合）下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. （再下請に出す場合）下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること